
F 0 0 5. 食品等輸入届出変更 事項登録

業務コード	内 容
I F A 0 1	食品等輸入届出変更事項登録

1. 業務概要

「食品等輸入届出（I F C）」業務で届出された内容を変更する場合に、「食品等輸入届出変更（I F E）」業務に先立ち、食品等輸入届出変更事項を登録する業務である。

登録した食品等輸入届出変更事項は変更届出前であれば任意に訂正することができる。

本業務により食品等輸入届出の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ検疫所に申し出た後に行う。
また、食品等輸入届出変更は届出受付番号につき9回まで行うことができる。

2. 入力者

全利用者（税関を除く）

3. 制限事項

入力欄数が7欄以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」を参照

(B) 項目間関連チェック

(a) 輸入者符号、輸入者名、輸入者住所

①輸入者符号が無符号輸入者の符号の場合は、輸入者名欄及び輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地）欄に入力があること。

②登録されている輸入者符号が有符号輸入者の場合は、輸入者符号が変更されていないこと。

③登録されている輸入者符号が無符号輸入者の場合は、輸入者符号及び輸入者名が変更されていないこと。

④輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地、ビル名ほか）のいずれかに入力されている場合は、輸入者住所（都道府県名、市区町村（行政区名）、町域名・番地）に入力されていること。

(b) 生産国または製造国、製造者

生産国または製造国欄及び製造者欄のいずれかまたは両方に入力があること。

(c) B/L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行う場合）

B/L番号欄に入力があること。

(d) 貨物の記号、B/L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行わない場合）

貨物の記号欄及びB/L番号欄のいずれかまたは両方に入力があること。

(e) 届出種別、事故の有無

届出種別が事前届出以外の場合は、事故の有無欄に入力があること。

(f) 登録制度適用番号（品目）、原材料または材質コード

登録制度適用番号（品目）が入力され、品目が器具、容器包装、おもちゃの場合は、原材料または材質コードに「XXX」以外が入力されていないこと。または、それ以外の品目の場合は「YYY」以外が入力されていないこと。

(g) 登録制度適用番号（品目）、添加物または成分コード

登録制度適用番号（品目）が入力されている場合は、添加物または成分コードに「YYYYYY」以外が入力されていないこと。

(3) DB関連チェック

(A) 利用者

- ①「利用者DB」に登録されている利用者であること。
- ②食品等輸入届出をした利用者と同じであること。
- ③税関以外の利用者であること。

(B) 届出受付番号

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
- ②無効でないこと。
- ③届出済でないこと。
- ④届出されていること。
- ⑤当該届出受付番号について届出変更されていないこと。

(C) 届出種別

「届出種別DB」に登録されていること。

(D) 輸入者符号

無符号輸入者以外の場合は、「国内用輸出入者DB」に登録されている輸入者符号であること。

(E) 輸入者符号、B/L番号（共通管理番号関連処理のリンクを行う場合）

登録されている輸入者符号及びB/L番号と一致していること。

（共通管理番号関連処理のリンクを行っている場合は、輸入者符号とB/L番号の変更は行えない。）

(F) 衛生管理者

「衛生管理者DB」に登録されていること。

(G) 生産国または製造国

「国DB」に登録されていること。

(H) 製造者

- ①「製造者DB」に登録されていること。
- ②入力した製造者コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、製造者名欄及び製造者住所欄に
入力があること。

(I) 製造所

- ①「製造所DB」に登録されていること。
- ②入力した製造所コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、製造所名欄及び製造所住所欄に
入力があること。

(J) 輸出者

- ①「輸入食品監視支援業務用輸出者DB」に登録されていること。
- ②品目コードが未加工品かつ無符号輸出者の場合は、輸出者名欄及び輸出者住所欄に
入力があること。

(K) 包装者

- ①「包装者DB」に登録されていること。
- ②入力した包装者コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、包装者名欄及び包装者住所欄に
入力があること。
- ③品目が未加工品であり、かつ包装コードが「包装有り」のコードである場合は、包装者欄に
入力があること。
- ④品目が未加工品であり、かつ積込個数単位が包装有りに該当する場合は、包装者欄に
入力があること。

(L) 積込港

- ①「都市DB」に登録されていること。
- ②入力した国連LOCODEが無符号（バスケット・コード）の場合は、積込港名欄に
入力があること。

と。

(M) 積卸港

- ①「都市DB」に登録されていること。
- ②入力した国連LOCODEが無符号（バスケット・コード）の場合は、積卸港名欄に入力があること。

(N) 保管場所

- ①「保税地域DB」に登録されていること。
- ②入力した保税地域コードが無符号（バスケット・コード）の場合は、保管場所名欄に入力があること。
- ③保管場所により定められた届出先検疫所がすでに登録されているものと同一であること。

(O) 積込年月日、到着年月日、搬入年月日

積込年月日 ≤ 到着年月日 ≤ 搬入年月日 であること。

(P) 品目コード

- ①「輸入食品監視支援業務用品目DB」に登録されていること。
- ②複数欄の入力がある場合は、未加工品と加工品の混在がないこと。
- ③品目の分類区分により以下のチェックを行う。

品目の分類区分				生産国 または 製造国	製造者 または 加工者	製造所	原材料 または材質		製 造 または 加 工 の方法	輸 出 者 ※ 2
							原材料	材 質		
食 品	畜産	未加工品	A	必須				不可		必須
		加工品	B	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
	水産	未加工品	C	必須				不可		必須
		加工品	D	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
	農産	未加工品	E	必須				不可		必須
		加工品	F	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
	その他		G	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
	飲料		H	※1	必須	必須	必須	不可	必須	
添加物			I	※1	必須	必須		不可		
器 具			J	※1	必須	必須	不可	必須		
容器包装			K	※1	必須	必須	不可	必須		
おもちゃ			L	※1	必須	必須	不可	必須		

※1 生産国または製造国コードが入力されている場合は、製造所コードの国コード（上2桁）と同じであること。

（生産国または製造国コードが入力されていない場合は、製造所コードの上2桁を充当する。）

※2 無符号輸出者の場合は、4.（3）（J）を参照すること。

(Q) 用途

「用途DB」に登録されていること。

(R) 包装の種類

①「原材料・材質DB」に登録されていること。

②原材料・材質区分が材質のコードであること。

③品目が未加工品であり、かつ複数欄の入力がある場合は、包装無しと包装有りの混在がないこと。

(S) 積込個数単位

①「個数単位DB」に登録されていること。

②品目が未加工品であり、かつ複数欄の入力がある場合は、包装有りの積込個数単位と、包装無しの積込個数単位の混在がないこと。

(T) 積込重量

入力の形式が整数部分は8桁以内、小数点以下は2桁であること。

(U) 登録制度適用番号

(a) 輸入食品等事前確認制度

<A>「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

①品目コード

②製造者コード

③製造所コード

(b) 品目登録制度

<A>「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

①品目コード

②製造者コード

③製造所コード

④輸入者符号

(c) 安全情報登録制度

<A>「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。

当該番号の登録内容と以下の入力項目が一致していること。

①品目コード

②製造者コード

③製造所コード

④輸入者符号

(V) 原材料または材質

「原材料・材質DB」に当該番号が登録されていること。

(W) 添加物・成分

「添加物・成分DB」に当該番号が登録されていること。

(X) 製造または加工の方法コード

「製造・加工方法DB」に当該番号が登録されていること。

5. 処理内容

(1) 届出受付番号枝番の払出し処理

食品等輸入届出変更事項の登録の場合は、届出受付番号に枝番(1~9)をシステムで自動付与する。

(2) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

ただし、「部分届出済要求(CFB01)業務」により食品等輸入届出済証情報を出力している欄が存在する場合には、共通管理番号関連処理のリンクは行わない。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(3) 食品等輸入届出DB処理

(A) 食品等輸入届出変更事項の登録の場合

①入力項目及び処理結果を「食品等輸入届出DB」に新規登録する。

②変更前の情報はオンライン処理の対象外とする。

(B) 食品等輸入届出変更事項の訂正の場合

入力項目及び処理結果を、登録されている「食品等輸入届出DB」に更新する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

(A) 輸入者DB処理

入力された輸入者符号により「国内用輸出入者DB」に登録されている輸入者名及び輸入者住所を出力する。

(B) 製造者DB処理

入力された製造者コードにより「製造者DB」に登録されている製造者名及び製造者住所を出力する。

(C) 製造所DB処理

入力された製造所コードにより「製造所DB」に登録されている製造所名及び製造所住所を出力する。

(D) 輸入食品監視支援業務用輸出者DB処理

入力された輸出者コードにより「輸入食品監視支援業務用輸出者DB」に登録されている輸出者名及び輸出者住所を出力する。

(E) 包装者DB処理

入力された包装者コードにより「包装者DB」に登録されている包装者名及び包装者住所を出力する。

(F) 国DB処理

入力された積込港コード、積卸港コードにより「国DB」に登録されている積込港名及び積卸港名をそれぞれ出力する。

(G) 保税地域DB処理

入力された保税地域コードにより「保税地域DB」に登録されている保管場所を出力する。

(H) 利用者DB処理

入力された利用者コードにより「利用者DB」に登録されている利用者名を出力する。

(I) 輸入食品監視支援業務用品目DB処理

入力された品目コードにより「輸入食品監視支援業務用品目DB」に登録されている品目名を出力する。

(J) 原材料・材質DB処理

①入力された原材料コードにより「原材料・材質DB」に登録されている原材料名を出力する。

②入力された材質コードにより「原材料・材質DB」に登録されている材質名を出力する。

(K) 添加物・成分DB処理

①入力された添加物コードにより「添加物・成分DB」に登録されている添加物名を出力する。

②入力された成分コードにより「添加物・成分DB」に登録されている成分名を出力する。

(L) 製造・加工方法DB処理

入力された製造・加工方法コードにより「製造・加工方法DB」に登録されている製造または加工の方法を出力する。

(5) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。なお、条件に合致したものを①から順に出力する。

③①入力されたB/L番号またはAWB番号が、「海上貨物DB」または「航空輸入貨物DB」に存在しない場合。

④②生産国に入力があり、製造者コード、製造所コード、輸出者コード、包装者コードのどれかに入力がある場合、生産国の入力値と入力がある各コードの先頭2桁を比較し、異なっている場合。
(製造所コードの補完も含む)

③入力された積込港コード、積卸港コード、保管場所コードが無符号(バスケット・コード)以外で積込港名、積卸港名、保管場所名が入力されている場合。

②④入力された登録制度適用番号(品目)に対応した「有効期間終了年月日」と「システム年月日」を比較し、「有効期間終了年月日」が60日以内の場合。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出変更事項登録応答情報	なし	入力者
食品等輸入届出変更事項登録入力控情報	「控出力要求」欄に「Y」が入力された場合	入力者

7. 特記事項

特になし。